主

原決定を取消す。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

本件保釈許可決定は一人の裁判官をもつて構成する裁判所としての決定であつて、 刑訴四二九条にいう「その他の裁判官がした裁判」には当らないものといわなけれ ばならない。しからばこれに対する抗告審は高等裁判所であるから、これに反する 見解に立つ原審決定は違法であり(原審判示引用の第三小法廷の判例は刑訴二四条 二項による忌避申立却下の裁判に対するものであつて、本件の場合には適切でない。)、 論旨引用の各高等裁判所の判例にも違反するものといわなければならない。論旨は 理由があるから刑訴四三四条、四二六条により、裁判官全員一致の意見で主文のと おり決定する。

昭和三一年六月一三日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田	中	耕太	郎
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	真	野		毅
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	島			保
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	河	村	又	介
裁判官	谷	村	唯一	郎

裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	垂	7K	克	己.